

大口町木造住宅耐震シェルター等設置費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地震発生時における木造住宅の倒壊等による被害の軽減を図るため、町内の木造住宅に耐震シェルター等を設置する者に対し、費用の一部を予算の範囲内で補助することにより、震災に強いまちづくりを促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 旧基準木造住宅 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅（在来軸組構法及び伝統構法の戸建、長屋、併用住宅及び共同住宅で貸家を含む。）をいう。ただし、空家となるもの及び国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。
- (2) 木造住宅耐震診断 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 大口町が実施する階数2以下の木造住宅の無料耐震診断
 - イ 一般財団法人愛知県建築住宅センターが実施する木造住宅耐震診断
- (3) 判定値 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 改訂愛知県木造住宅耐震診断マニュアルによる判定値
 - イ 一般財団法人日本建築防災協会発行「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法による評点
- (4) 耐震シェルター等 地震発生時に、居住している住宅の倒壊から自らの命を守るための装置で、公的機関により耐震実験を行い、安全性の評価を受けた耐震シェルター又は防災ベッドであるとして町長が認めるものをいう。
- (5) 補助対象経費 補助の交付の対象となる木造住宅一戸につき1台の耐震シェルター等の購入、運搬及び設置並びに設置に伴う床の補強工事に要する費用をいう。

(補助の対象住宅)

第3条 補助金の交付の対象となる木造住宅は、次の各号のすべてを満たすものとする。

- (1) 旧基準木造住宅であること。
- (2) 木造住宅耐震診断において、第2条第3号アの判定値が1.0未満又は同号イの得点が80点以下と診断されていること。
- (3) 過去に大口町木造住宅耐震改修費補助金交付要綱（平成15年大口町告示第95号）又は大口町木造住宅段階的耐震改修費補助金交付要綱（平成25年大口町告示第87号）による補助金の交付を受けたことのある住宅でないこと。
- (4) この要綱による補助金を受けて、耐震シェルター等の設置がされていないこと。

（補助の対象者）

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号をすべて満たすものとする。

- (1) 旧基準木造住宅の所有者又は旧基準木造住宅の所有者から耐震シェルター等の設置の同意が得られた借借人であること。
- (2) 大口町暴力団排除条例（平成24年大口町条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者であること。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、30万円とする。ただし、補助対象経費が30万円を下回る場合は、当該経費の額とし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は補助対象経費に係る契約を締結する前に、大口町木造住宅耐震シェルター等設置費補助金交付申請書（様式第1）に、次の各号に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 木造住宅耐震診断結果報告書の写し（第2条第2号によるものに限る。）

- (2) 見積書等補助対象経費が確認できる書類の写し
- (3) 申請者と旧基準木造住宅の所有者が異なる場合、耐震シェルター等を設置することについて、当該所有者が承諾していることを確認できる書類(様式第2)
- (4) 案内図(都市計画図等)
- (5) 平面図(設置予定場所を明記したもの)
- (6) 設置予定場所の写真
- (7) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査した上で、
適当と認めたときは、大口町木造住宅耐震シェルター等設置費補助金交付決定通知書(様式第3。以下「補助金交付決定通知書」という。)により申請者に補助金の交付決定をした旨を通知するものとする。

2 町長は補助金交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付すことができる。

(補助事業の変更)

第8条 申請者は、補助金の交付決定を受けた後に、第6条に規定する交付申請書に記載された内容を変更しようとするときは、大口町木造住宅耐震シェルター等設置費補助金変更承認申請書(様式第4)に補助事業の内容変更が分かる書類を添付し、町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は前項の規定による申請があったときは、その内容を審査した上で、適当と認めたときは、大口町木造住宅耐震シェルター等設置費補助金変更承認通知書(様式第5)により申請者に交付決定の内容を変更した旨を通知するものとする。

(事業の実施)

第8条の2 耐震シェルター等の購入及び設置に係る契約は、補助金交付決定通知書を受け取った後に行わなければならない。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 申請者は、補助金の交付決定を受けた後に、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、大口町木造住宅耐震シェルター等設置事業中止・廃止届(様

式第6)を町長に提出しなければならない。

(完了実績報告)

第10条 申請者は、耐震シェルター等の設置が完了したときは、設置が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日までのいずれか早い期日までに、大口町木造住宅耐震シェルター等設置事業実績報告書(様式第7)に、次の各号に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。ただし、町長が認める場合については、当該年度の3月31日までとすることができる。

- (1) 耐震シェルター等の設置に係る契約書等の写し
- (2) 耐震シェルター等の設置に係る領収書の写し
- (3) 設置前、設置中及び設置完了後の写真
- (4) その他町長が必要と認める書類

(補助金交付額の確定)

第11条 町長は、前条の規定により大口町木造住宅耐震シェルター等設置費実績報告書の提出があったときは、書類審査を行うほか、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めたときは、大口町木造住宅耐震シェルター等設置費補助金交付確定通知書(様式第8)により、申請者に補助金の交付額が確定した旨を通知するものとする。

(補助金の交付請求及び交付)

第12条 申請者は、補助金の交付を請求しようとするときは、前条の規定による確定通知書を受け取った日から起算して10日以内に大口町木造住宅耐震シェルター等設置費補助金支払請求書(様式第9)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求書に基づき、申請者に補助金を交付するものとする。

(補助金の返還等)

第13条 町長は、補助金の交付決定を受けた申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その決定を取り消し、大口町木造住宅耐震シェルター等設置費補助金交付決定取消通知(返還命令)書(様式第10)により当該申請者に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の条件に反する行為があったとき。
- (3) 前号に定めるもののほか、町長が不相当と認めたとき。

(財産の処分の制限)

第14条 申請者は、この補助を受けて設置した耐震シェルター等について、町長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、又は取り壊してはならない。ただし、申請者が補助金の全部に相当する金額を町に納入した場合及び補助金の交付の目的並びに当該財産の耐用年数を勘案して町長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(その他必要事項)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、町長が別に定める。

附 則 (平成29年3月29日 大口町告示第24号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日 大口町告示第68号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月28日 大口町告示第22号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年3月26日 大口町告示第19号)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。